

ルカにおける愛の教え

—善きサマリア人の譬えと愛敵の教えを中心に—

嶺 重 淑

序

キリスト教はしばしば「愛の宗教」といわれる。この定義が果たして妥当であるかどうかは別として、このような定義の根底には、新約聖書に含まれる愛に関わる種々の記述、とりわけ福音書におけるイエスの愛の教えがあるに違いない。しかしながら、新約聖書の愛理解は決して一様ではなく、各福音書に伝えられているイエスの愛の教えにしても、それぞれ微妙に異なっていることから、それらすべてを一概にイエスに帰すことはできず、むしろ、そこには各福音書記者独自の理解が少なからず反映されていると見なすべきであろう。本稿では、ルカ福音書と使徒言行録の著者であるルカが伝えるイエスの愛（アガペー）の教えに焦点を当て、愛に関するイエスの教えをルカがどのように理解し、また、具体的にどのような行為を読者に求めようとしたのかという点について考察していきたい。

1. ルカにおける ἀγάπη / ἀγαπάω の用例

まず、「愛」を意味するギリシア語の ἀγάπη およびその動詞形 ἀγαπάω のルカ文書における用例について確認しておきたい。ἀγάπη は新約聖書に計 116 回用いられているが、真正パウロ書簡に 47 回、第一ヨハネ書簡に 18 回用いられているのに対し、共観福音書には僅かにマタ 24:12 とルカ 11:42 の二箇所に見

られるのみである。また ἀγαπάω は新約用例計 143 回中、共観福音書に 26 回用いられ、その内ルカ福音書には 13 回用いられている（ルカ 6:27, 32^{×4}, 35; 7:5, 42, 47^{×2}; 10:27; 11:43; 16:13)¹。一方、使徒言行録には ἀγάπη も ἀγαπάω も全く出てこない。

以上に示したルカの用例のうち、問題となる箇所はルカ 6:27, 32, 35; 7:42, 47; 10:27; 11:42; 16:13 であり²、実質的にそのほとんどが、愛敵の教え（ルカ 6:27-38）、罪深い女性の赦しの物語（ルカ 7:36-50）、善きサマリア人の譬え（ルカ 10:25-37）の中に含まれている。以下の部分では、特に善きサマリア人の譬えと愛敵の教えに注目し、そこからルカにおける愛（アガペー）の教えについて考察していきたい。

2. 善きサマリア人の譬え（ルカ 10:25-37）

2.1. テキストの分析

2.1.1. 文脈と構成

善きサマリア人の譬え（ルカ 10:25-37）は、主にルカ特殊資料と Q 資料から構成されている、エルサレムへのイエスの旅行記事（9:51-19:27）の初頭部に位置している。このテキストは、永遠の命をめぐる問答について記す前半部（V. 25-28）と譬え本文を含む後半部（V. 29-37）から構成されている。前半部についてはマルコ、マタイ両テキストに並行記事が見出されるのに対し（マコ 12:28-34、マタ 22:34-40）、後半部はルカ特有の記事であり、さらに両者間には視点のずれが少なからず認められることから³、両者は元来結びついていなかったと考えられる。その際注目すべきことは、この前半部と後半部との間

1 この他、形容詞形 ἀγαπητός（愛された）もルカ文書に 3 回出てくるが（ルカ 3:22; 20:13; 使 15:25）、いずれの箇所も今回のテーマには直接関わってこない。

2 百人隊長がユダヤ人を愛していたことについて述べるルカ 7:5 はイエス自身の言葉ではなく、またルカ 11:43 では、上席や挨拶されることへ執着が問題になっており、いずれも本稿では考察の対象にならない。

3 前半部においては「神への愛」と「隣人愛」の 2 つの戒めが同等に問題にされているのに対し、後半部では特に「隣人愛」に焦点が当てられている。

には下表（表 1）に示すような対応関係が認められる点である。すなわち、いずれの場合も、イエスと律法学者の対話がまず律法学者の問いによって始まり（V. 25/V. 29）、それに対してイエスは直接答えずに問い返し（V. 26/V. 36）、そのイエスの反問に律法学者が答え（V. 27/V. 37a）、最後にイエスはその答えを認証し、「行いなさい」（ποιέει）との勧告によって締め括る（V. 28/V. 37b）というように、前半部、後半部が共通の構造を持っており、両者で二重の論争的対話⁴が構成されている。このように、これら二組の対話の対応関係が顕著であることから、この箇所は二重の論争的対話を持つように編集者ルカによって全体として構成されたものと考えられる⁵。

（表 1）ルカ 10:25-37 の構成

	【永遠の命をめぐる問答】		【善きサマリア人の譬え】
V. 25	律法学者の問い	V. 29	律法学者の問い
V. 26	イエスの反問	V. 30-36	イエスの反問（含譬え本文）
V. 27	律法学者の答え	V. 37a	律法学者の答え
V. 28	イエスの認証及び勧告	V. 37b	イエスの認証及び勧告

2.1.2. 資料と編集

① 10:25-28

前述したように、ルカ 10:25-28 はマルコ 12:28-34 及びマタイ 22:34-40 に並行し、三福音書のテキストとも、律法学者が発する律法の重要な戒めについての問いにイエスが答えるという共通の筋をもっている。しかし、これら3つのテキストの間には相違点も少なからず認められ、各テキストの内容を比較検討することにより以下の点が明らかになる。

4 論争的対話については、R. プルトマン著・加山宏路訳『共観福音書伝承史 I』、新教出版社、1983 年、72-73 頁を参照。プルトマンによると、攻撃に対する答えが反論、比喩表現、旧約章句からの引用等によってなされるこのような論争方法はラビに典型的なものである。

5 前半部と後半部は既にルカ以前に、すなわち Q 資料あるいはルカ特殊資料において結合していたとする説については注 10 を参照。

まず気づかされるのは、これら3つのテキストの中では、その文脈においても基本的な筋においても、マルコ、マタイ両テキストの並行関係が顕著であるのに対し、ルカのみが特徴的な独自の文脈と筋をもっている点である。すなわち、マルコ、マタイにおいては、この段落はエルサレム入場後のイエスとイスラエル宗教指導者との間でなされた一連の論争の中に位置づけられ、「最大の掟」に関する律法学者の問いに対してイエス自身が答えるという筋になっているが、ルカにおいてはエルサレム途上の出来事として位置づけられ、「永遠の生命」についての律法学者の問いに対してイエスは「律法には何と書いてあるか」と反問し、その問いに律法学者が答え、最後にイエスがそれを認証し、勧告するという筋になっている（表1参照）。

以上の点からも、マタイが基本的にマルコに依存していることは明らかであるが、その一方でルカとマルコの関係については否定的な見解をとる者が多い⁶。しかし、①そもそもルカはマルコを資料としてもっていたという点⁷、②申命記 6:5（70人訳聖書）からの引用部分（マコ 10:30 並行）については、マタイよりもむしろルカの方がマルコの記事に近いと見なされる点⁸、③ルカの「復活問答」末尾のルカ 20:39-40 は、マルコ 12:32a 及び 34c の並行記事と見なされる点⁹ などからも、ルカもマルコに依存していたと考えられる。

6 例えば J. エレミアス著・善野碩之助訳『イエスの譬え』、新教出版社、1969年、221頁は、生前のイエスが類似した話を繰り返して語ったということは十分に考えられるとして、マルコとルカの直接的な関係を否定している。

7 エルサレム入場後のイエスとイスラエル宗教指導者との一連の論争記事に関しても（マコ 11:27-12:47 並行）、ルカは基本的にマルコに従っているが、「最大の掟」（マコ 12:28-34）の並行記事のみルカには欠けている。

8 この箇所に対応関係は以下の通り。

申 6:5 (70人訳聖書)	マルコ 12:30	ルカ 10:27	マタイ 22:37
ἐξ ... διανοίας	ἐξ ... καρδίας	ἐξ ... καρδίας	ἐν ... καρδίᾳ
ἐξ ... ψυχῆς	ἐξ ... ψυχῆς	ἐν ... ψυχῆ	ἐν ... ψυχῆ
ἐξ ... δυνάμεως	ἐξ ... διανοίας	ἐν ... ἰσχύϊ	ἐν ... διανοίᾳ
—	ἐξ ... ἰσχύος	ἐν ... διανοίᾳ	—

9 すなわち、ルカ 20:39-40 はルカがマルコから「最大の掟」の部分抜き取った後の残部であり、ルカはこれを「復活についての問答」の結びとして再利用したのである。

一方、マルコには見られず、マタイとルカに共通に見られる用語も幾つか確認できることから、それらは Q 資料に由来する可能性も指摘されている¹⁰。しかしながら、両者の類似性はそれほど顕著ではなく、共通語はごく少数に限られており¹¹、むしろここでは、マタイとルカは現行のマルコとは多少異なる別版マルコ・テキストを用いたと考えるべきであろう。

以上のことから明らかなように、マタイが基本的にマルコに依拠しているのに対し、ルカは全体としてマルコに依存しながらも、彼自身の視点からこの段落全体を編集的に構成したのである。

② 10:29-37

譬え本文を含む 29 節以降の後半部はルカ特有の記事であることから、その大枠（特に V. 30-35 の譬え部分）はルカ特殊資料に由来すると考えられる。ここで問題となるのは、この後半部において、ルカの編集作業がどこまで確認できるかという点である。

ルカ 10:25-37 のテキストを伝承史的に考察しようとする際、多くの研究者は 29 節と 36 節に出てくる 2 つの「隣人」(πλησίον)、すなわち、愛の対象としての「隣人」と愛の主体としての「隣人」¹² の間に存在する意味上の緊張に注目し、29 節と 36 節の間に伝承史的段階の差異を想定することにより両者間の意味上のずれを説明し、そこからこのテキスト全体を伝承史的に跡付けよう

10 例えば、J. D. Crossan, *Parables and Examples in the Teaching of Jesus*, NTS 18 (1971/72) 287-291 は、マタイがマルコ及び Q に依存しているのに対し、ルカは全面的に Q に依存し、この箇所は Q の段階で後続の譬えと結合していたと見なしており、また、W. ハルニッシュ著・廣石望訳『イエスのたとえ物語—隠喩的たとえ解釈の試み』、日本基督教団出版局、1993 年、347-8 頁は、ルカは Q 資料の四部からなる対話シェーマにマルコからの幾つかの要素を取り入れ、さらに編集的に拡大することによってルカ 10:25-37 全体を構成したと考えている。その一方で、J. A. Fitzmyer, *Gospel according to Luke X-XXIV, II*, New York, 1983, pp. 877-878 や F. Bovon, *Das Evangelium nach Lukas, II*, Zürich, Neukirchen-Vluyn, 1996, pp. 84 は、ルカ 10:25-37 全体はルカ特殊資料に由来すると主張している。

11 両者に共通して見られる語としては、νομικός (マコ: γραμματεύς), (ἐκ)πειράζων, διδάσκαλε, ἐν τῷ νόμῳ が挙げられる。しかし ἐκπειράζων はマタイには接頭辞 ἐκ が欠け、νομικός と ἐν τῷ νόμῳ については用いられている文脈が異なっている。

12 エレミアス、前掲書、223 頁を参照。

と試みている。例えばルカ 10:25-37 は、前半部分 (V. 25-28) と譬え部分 (V. 30-36) が、ルカによって 29 節と 37 節が付加されることによって結合し、現在の形に構成されたと見なすことができるかもしれない¹³。しかしながら、G. ゼリンが示しているように、29 節の「隣人」なしに 36 節の「隣人」概念は十分に伝わらず、36 節の問いそのものが理解できなくなるという点、さらには、これら 2 つの「隣人」の間に明らかな矛盾があるのだとしたら、なぜ編集者は、矛盾する「隣人」を敢えて付加したのか、その理由が十分に説明できないという点などからも、2 つの「隣人」の間に存在する意味上の緊張関係からこのテキストの伝承史的状況を確定することは不可能であろう¹⁴。

それでは、譬え部分を 35 節までに確定し、譬え部分 (V. 30-35) と前半部分 (V. 25-28) とが、後からルカによって 29 節と 36-37 節が付加されることによって枠付けられたと考えるべきであろうか。しかし、この譬え部分には、「ある人」(ἄνθρωπος τις) をはじめ、ルカに特徴的な言葉や表現が多く認められるのみならず¹⁵、後述するように、内容的にも極めてルカ的であることから、ルカ以前に 30-35 節が現在の形に構成されていたとは考えにくい。さらに、29 節と 36-37 節の各節についても、それらをルカの編集句と確定することはできない。

以上のことから明らかなように、この箇所全体を伝承史的に跡付けることによって伝承部分と編集部分を区別しようとする試みには多くの困難が伴う。その意味でも、結局のところ、このルカ 10:25-37 の編集史について確認できることは、編集者ルカは、マルコより得たイエスと律法学者の論争の記事 (V. 25-28) と特殊資料から得た譬え部分 (V. 30-35) とを自らの視点のもとに結合し、二重の論争的対話を構成するようにこの箇所全体を構成していったと

13 Crossan, *op.cit.*, pp. 287-291 を参照。もっともクロッサンは、前半部と後半部の結合はルカ以前の編集者によってなされたと考えている。

14 G. Sellin, *Lukas als Gleichnisseerzähler. Die Erzählung vom barmherzigen Samariter* (Lk 10:25-37), *ZNW* 66 (1975) 29-31.

15 Sellin, *op. cit.*, pp. 35-37 や J. Jeremias, *Die Sprache des Lukasevangelium. Redaktion und Tradition im Nicht-Marukusstoff des dritten Evangeliums*, Göttingen, 1966, pp. 190-193 を参照。

いう点のみである。それゆえ次に、ルカ 10:25-37 全体を枠付けているルカの視点を明らかにすることが必要となる。

2.2. ルカの編集的視点

① 10:25-28

並行記事をもつこの前半部については、ルカの記事に特徴的な部分を検討することにより、ルカの編集の視点を明らかにすることができる。

前述したように、ルカにおいては律法学者の最初の質問は、マルコ、マタイの場合のように「最大の掟」についてではなく、何をすれば「永遠の生命」を受け継ぐことができるかという、その条件を問う、より具体的かつ実践的な問いになっている。この「永遠の生命」(ζωὴν αἰώνιον) という術語は、ヨハネ福音書に比較的多く用いられているが(新約用例 27 回中 17 回)、共観福音書には 8 箇所にしから見られず、しかも、ルカ 10:25 とマタイ 25:46 を除く 6 箇所はすべてマルコ 10:17-31 の「金持ちの男の物語」とその並行記事(マタ 19:16-30、ルカ 18:18-30)に含まれている。さらに、ルカ 10:25 の「何をすれば永遠の生命を受け継ぐことができますか」という問いは、ルカ版の「金持ちの男の物語」の冒頭部(ルカ 18:18)にも全く同一の文章で記されていることから、ルカはここから「永遠の生命」という表現を取り入れたのであろう。そして、ルカがこの概念を用いたのは、ただ単に「最大の掟」という概念がルカの読者である異邦人キリスト者には伝わりにくい概念だったためではなく、「何をすれば～」という行為を示す表現を強調するルカの視点のためであったと考えられる¹⁶。

また、マルコ、マタイにおいては、この問いに対する答えとして、第一に「神への愛」について、第二に「隣人愛」について、それぞれ旧約律法の申命記 6:5 とレビ記 19:18 からイエス自らが答えているが、ルカでは、問いを発した律法学者自身によって「神への愛」と「隣人愛」が同等に並列かつ結合されて答

16 「最大の掟」の場合には「～とは何ですか」と言うことはできても、「何をすれば～」という表現とはつながらない。

えられている¹⁷。ここで回答者がイエスから律法学者に変えられているのは、先に触れた二重の論争的対話を構成するための処置であり、また「神への愛」と「隣人愛」が並列・結合されているのは、両者の緊密な関係を「隣人愛」を中心テーマとする後続の譬えにおいても示すためであろう。そして、このように律法学者自身によって律法の内容が正しく答えられることにより、正しい教えを知りながらもそれを実行しようとしなない彼ら律法学者（ユダヤ教指導者層）の偽善的な姿勢がより一層鮮明に示されることになり、この点は譬え話の中の祭司、レビ人の態度とも密接に関わってくる。

さらにルカにおいては、その律法学者の返答に対してイエスが「正しい答えだ」と確証を与えている。つまり、律法尊重という点においては両者間に見解の相違はなく、両者の相違は何よりも律法の解釈・実践にあったということが明らかにされる。事実、このルカ 10:25-28 は、25 節の「何をすれば (ποιήσας)、永遠の生命 (ζωήν) を受け継ぐことができますか」という問いに始まり、28 節の「それを実行せよ (ποιεῖν)、そうすれば生きるだろう (ζήσῃ)」(レビ 18:5 参照) という答えで結ばれる枠構造をもっているが、この点からも、この箇所全体が「行為」強調の視点から編集されたことは明らかである。そしてこの点は、「隣人愛」を主題とする 30 節以下の譬え本文の内容にも対応している。

② 10:29-37

並行記事のない後半部については、物語全体の展開に注目しながら、ルカの編集の視点を読み取っていくことにする。

前半部の最後で愛の行為の実践を促された律法学者は、自分を正当化しようとして「私の隣人とは誰ですか」と新たな問いをイエスに投げかけ、ここから

17 注目すべきことに、ルカにおいて両者は接続詞 *καί* によって結ばれ、一文で構成されている。このような「神への愛」と「隣人愛」の結合が、『十二族長の遺訓』『イッサカル』5:2; 7:6; 「ダン」5:3 やフィロンの著作等、当時のユダヤ教文書に見られることから、当時のユダヤ社会において既に両者が結合する思想が確立していたとする説も見られるが、これらの文書における両者の結合は必ずしも明確ではなく、この結合が当時のユダヤ世界においてどの程度一般化していたかは明らかではない。

は隣人愛に焦点が移行する。この問いに対してイエスは直接答えず、一つの譬えを語り始める。この「善きサマリア人の譬え」は、ユダヤ人¹⁸の旅人、祭司・レビ人、サマリア人の3人格構造¹⁹をとっており、それもルカの譬えに特徴的な、対照的な位置づけにある2人格の対照的な行為によって物語が展開していく物語構造をとっている（ルカ 16:19-31 及び 18:9-14 参照）²⁰。そのような意味でも、この譬えにおけるルカの編集的視点を明確にするためには、瀕死の状態にあった同胞の旅人を見過ごした祭司・レビ人と、その旅人を助けたサマリア人との対照的な関係を明らかにすることによって、この物語における両者の対照的な位置づけを鮮明に浮かび上がらせることが必要となる。

まず問題になるのは、この譬えにおいて祭司・レビ人がその瀕死の旅人を見過ごしたということは何を意味しているかという点である。このような祭司・レビ人の行動については、彼らは、律法の「清浄規定」（民 5:2 他）に従って、死体との接触による汚れを避けるためにこのような行動をとったという説明もなされている。確かにそのような理由も考えられなくはないが、その場合には、祭司・レビ人批判というよりは、イスラエルの神殿祭儀そのものに対する批判が意図されていることになる²¹。しかしながら、ここで重要なのは、理由はどうあれ、とにかく彼らがここで瀕死の同胞を見捨てたという点であり、なぜ祭司・レビ人にそのような役回りを与えられているのかという点である。

祭司はイスラエルの民を代表して神に仕え、祭儀を執り行う公職であり、神と人との仲保者としての位置にあり、レビ人も宗教的公務の補佐的役割を果たす祭儀職であった。確かにイエスの時代においては、祭司・レビ人は民衆の支持を失い、もはやユダヤの民衆に対して大きな影響力はもたなかったようであるが²²、少なくともルカの文脈においては、祭司・レビ人は民衆に尊敬されて

18 特に何も記載されていないことから、この旅人がユダヤ人であることが明らかに前提とされている。

19 例えば、W. ハルニツシュ、前掲書、90-106 頁を参照。

20 G. Sellin, *Lukas als Gleichnisseerzähler. Die Erzählung vom barmherzigen Samariter* (Lk 10:25-37), *ZNW* 65 (1974) 166-189 を参照。

21 荒井献著『イエスとその時代』、岩波書店、1974年、133頁。

22 P. Billerbeck/H. L. Strack, *Kommentar zum NT aus Talmud und Midrasch, II*, München,

いる人物として描かれている。それだけに、ここでその祭司・レビ人が傷ついた同胞を見過ごして助けなかったということは、少なくとも先に触れた「神への愛」と「隣人愛」の結合が、彼らには見られなかったということの意味している。すなわちここでは、愛の行為には至らなかった祭司・レビ人の行為を通して、「隣人愛」へと結実しない表面的・皮相的な「神への愛」に対する非難が意図されているのである。

しかしながら、この譬えの本来の意図が、ただ単に彼らを批判することにあつたのではないことは、彼らと相対立する人物としてユダヤ人平信徒ではなくサマリア人が挙げられていることから明らかである。サマリア人は、ユダヤ人と敵対関係にあり、しかもイエスの時代、ユダヤ人とサマリア人との関係は特に険悪な状態にあつた²³。ところが、そのサマリア人が、祭司・レビ人から見捨てられた瀕死のユダヤ人を見て憐れに思い、彼を救い出して「隣人愛」を実践する。ここには何より、愛の行為を実践する者こそが真の意味で律法(=「神への愛」と「隣人愛」の結合)を守る者とするルカの視点が示されている。ルカは、譬えの聴衆であるユダヤ人から尊敬される立場にあつた祭司・レビ人と、その一方で軽蔑されていたサマリア人との対照的な位置づけをこの物語の中で逆転させることによって、この点を示そうとしたのである。

譬えを語り終えたあと、イエスは改めて律法学者に、「誰が襲われた人の隣人になつたと思うか」と尋ねている。それに対して律法学者は不本意ながら、「その人を助けた人(=サマリア人)です」と答え、最後にイエスが「あなたも行って同じようにしなさい」と勧告することにより、この物語は結ばれる。

前述したように、29節と36節の2つの「隣人」の間に存在する意味上の緊張関係がしばしば問題にされてきたが、その意味では、29節の律法学者の問いにおいて示されていた受動的な「隣人」理解に対し、ルカのイエスはここで新しい「隣人」理解、すなわち主体的な「隣人」理解が提示しようとしている。

1926, p. 182 を参照。

23 特に紀元6-9年頃、サマリア人がエルサレム神殿に人骨を撒き散らす事件を起こして以来、両者の関係は非常に険悪になつたという。

さらに、29 節の「私の隣人とは誰ですか」という律法学者の問いの中の「隣人」は民族的・宗教的枠内に限定された「隣人」であったのに対し、イエスは「善きサマリア人の譬え」を通して、真の「隣人」が、そのような枠に規定されない存在であることを示そうとしている。その意味でルカは、緊張関係にある 2 つの「隣人」、つまり、限定的で受動的な「隣人」と枠に囚われない主体的「隣人」の両者を提示することによって、助けを要する者に愛の行為を实践するものとしての真の「隣人」の在り方を提示すると共に、主体的に「隣人」になるように勧告しているのである。

しかし、この物語は、「隣人」に関してさらに重要なことを示そうとしているのかもしれない。事実「隣人」(πλησίον) はそもそも関係を表わす相対的な概念であり、本来的に行為の主体と対象(能動と受動)のいずれにも規定しえない概念である。つまり、ある人が他の人の「隣人」であるという場合、双方の一方が「助ける人」で他方が「助けられる人」というような固定した一方的な関係を意味しているのではなく、両者の間に相互に助け合う関係が存在していることを意味している。その意味では、真の隣人とは、困窮したときにはいつでもお互いに助け合うことができるような関係を指しており、ルカはそのような意味も踏まえて、それぞれが主体的に「隣人」になるように勧告しているのである。

事実、このルカ 10:25-37 のテキストは、「何をすれば(ποιήσας) 永遠の生命を受け継ぐことができますか」という律法学者の問い(V. 25) に始まり、「あなたも行って同じようにせよ(ποιείν)」というイエスの勧告(V. 37) で結ばれている。ルカは律法の中心内容としての愛の行為の实践を勧告する意図をもって ποιείν という言葉を軸にこの箇所全体を枠付け、自らの文脈の中に構成していったのであろう。

2.3. ルカにおける「隣人愛」

この「善きサマリア人の譬え」(ルカ 10:25-37) に示されるルカの愛理解の特質は以下の 4 点にまとめられる。

1. 「神への愛」と「隣人愛」の2つの愛の戒めは形式的にも実質的にも緊密に関連づけられ、両者は不可分なものとして捉えられている。
2. 隣人愛の対象となる「隣人」の範囲は民族的・宗教的枠内に限定されず、開かれている。
3. 行為としての隣人愛が強調され、主体的に隣人になることが強く勧告される。
4. 隣人愛が実践される「隣人」関係は一方的な関係としてではなく、相互に助け合える関係として理解されている。

3. 愛敵の教え (ルカ 6:27-38)

3.1. テキストの分析

3.1.1. 文脈と構成

愛敵の教え²⁴は、マタイ 5-7 章の「山上の説教」に対応するルカのいわゆる「平地（平野）の説教」（6:20-49）に含まれている。この説教全体は内容的に、①幸いと災いの言葉（V. 20-26）、②愛敵の教え（V. 27-38）、③譬えによるイエスの教え（V. 39-49）の3つの部分に区分できる²⁵。

愛敵の教えの段落は、冒頭の導入句（V. 27a）を除くと、27 節 b-31 節、32-36 節及び 37-38 節の3つの部分に区分できる。最初の 27 節 b-31 節は、愛敵

24 敵に対しても善行を求める訓戒は、ユダヤ教文書のみならず、当時のヘレニズム世界の諸文献にも数多く見出されるが、いずれの場合も倫理的原則と見なされるには至っておらず、その意味で、明確に愛敵を要求したイエスの教えは独特である。

25 愛敵の教えの範囲に関して、多くの注解書、聖書翻訳は、27-36 節を一段落と見なし、37-38 節をそれ以降の部分に結びつけている。確かに 37 節には「裁くな」という戒めが記され、41-42 節でも「裁き」がテーマになっているが（マタ 7:1-5 参照）、両者に挟まれた 39-40 節では「裁き」は特に問題にされていない。その一方で、38 節までは命令文による勧告が続いているのに対し、39 節以降は譬えによる教えが続いている点、39 節冒頭の εἶπεν δὲ καὶ παραβολὴν αὐτοῖς はルカ好みの表現である点、37-38 節と 27-36 節は接続詞 καὶ によってのみならず、「憐れみ深さ」のモチーフや δίδωμι（与える）という鍵語（V. 30, 38）によっても結びついている点などから、37-38 節は直前の 36 節までの部分とより緊密に結びついていると見なしうる。

に関わる4つの命令文 (V. 27b-28)、抵抗の放棄に関わる4つの命令文 (V. 29-30)、及び黄金律 (V. 31) から構成されている。次の32-36節は、愛敵に関する3つの実例について述べる32-34節、これら3つの実例に対応する三重の命令文 (V. 35a) とそれに対する二重の報い (V. 35bc)、さらには神のように憐れみ深くなるように勧める36節から成っている。最後の37-38節は、裁かずに赦し、与えるように要求する37-38節 a と秤についての言葉 (V. 38bc) から構成されている。

3.1.2. 資料と編集

平地の説教は大枠においてマタイの山上の説教に対応していることから、両者の背後には共通資料 (Q 資料) が存在すると考えられる。もっとも、両者間の相違点をすべて両福音書記者の編集作業として説明することは難しいことから、ここでは2つの異なるQ資料 (ルカ版Qとマタイ版Q) を想定すべきであろう。この愛敵の教えもマタイに並行記事が見られ、27-30節及び32-36節は全体としてマタイ 5:38-48に対応している²⁶。

各節の資料と編集については以下の点が確認できる。ルカに特徴的な ὑμῖν/σοι λέγω (ルカ 5:24; 7:14; 11:9; 16:9; 23:43) を含む冒頭の27節 a はルカの編集句であろう。次の27節 b-28節の4つの命令文の内、27節 b はマタイ 5:44a と逐語的に一致し、28節 b もマタイ 5:44c に対応していることから、全体としてQ資料に由来すると考えられる。一方、この両者に挟まれた27節 c と28節 a はマタイには含まれておらず、その起源が問題となるが、ルカ的な用語がほとんど見られないことから²⁷、ルカによる付加ではなく、マタイがこれらを省略したのであろう²⁸。次の29-30節も、全体としてマタイ 5:39b-40, 42

26 マタイでは2つの対立命題に分けられているのに対し (マタ 5:38-42, 43-48)、ルカにおいては愛敵のテーマのもとに一段落にまとめられている。おそらくルカの方が元来のQの配列 (順序) を保持しているのであろう。

27 この点については、J. Jeremias, *op. cit.*, pp. 141-142 を参照。

28 例えば U. Luz, *Das Evangelium nach Matthäus, I*, Zürich/Neukirchen-Vluyn⁵2002, p. 402 がそのように解するが、一方、これらの節をルカ版Qに帰す者もいる。

に対応しており、Q資料に由来すると考えられる²⁹。ここで人称が2人称複数形から2人称単数形に変わっているが、おそらくQにおいても、このルカの順序で直前の部分と結合していたのであろう³⁰。31節の黄金律はマタイ7:12と逐語的に並行しており、やはりQ資料に由来すると考えられる。

32-33節は基本的にマタイ5:46-47に並行しており、全体としてQに由来すると考えられるが、最後の34節はルカが編集的に付加したのであろう³¹。27節の内容を反復し、32-34節に対応する35節aはルカの編集句と考えられ、35節bcはマタイ5:45に、36節はマタイ5:48にそれぞれ並行していることから、いずれもQ資料に由来すると考えられる。37-38節aは、それぞれ二重の否定的・肯定的命令文から構成されているが、マタイ7:1に対応する37節aはQに、これに続く37節bcはおそらくルカ版Qに由来し、内容的に34節に対応する38節aはルカにの編集句と考えられる³²。最後の38節bcの内、38節cに関しては、マタイ7:2bだけでなくマルコ4:24cにも並行しており³³、その一方で、マタイに見られない38節bは部分的にこのマルコ4:24cの内容と関わっていることから、おそらくルカは、Qから得た38節cの直前に、マルコ4:24cとの関連から38節bを付加したのであろう。

以上のことから、ルカはQ資料（ルカ版Q）をもとに、この箇所全体を編集的に構成したことが確認されたが、次にテキストの各節の検討を通して、ルカの編集的視点を明らかにしていきたい。

29 ルカには含まれていないマタイ5:41をマタイの付加と見なす研究者も多いが、ローマの軍隊が駐留していない場所で福音書を記したため、ルカがこの句を削除したという可能性も否定できない。

30 もっとも、マタイ、ルカのどちらが原初的な形を保持しているかは明らかではない。ただルカ6:30aの「誰にでも」(παντι)は、παςがルカ好みの用語であることからルカの付加と考えられる。

31 不定詞を伴うἐλπίζω(望む)は、共観福音書にはこの箇所を除けばルカ23:8にのみ見られ、δανείζω(貸す)はマタイ5:42を除けば、新約聖書ではルカにのみ用いられている(ルカ6:34^[x2], 35)。

32 38節aの「与えよ、そうすればあなたがたにも与えられる」は、ルカ11:9bの「求めよ、そうすれば与えられる」に近似している。

33 注目すべきことに、マタイ4:24-25に並行するルカ8:18では、マタイ4:24cに対応する部分が削除されている。

3.2. ルカの編集的視点

①愛敵の要求 (V. 27-31)

平地の説教の冒頭の幸いと災いの言葉 (V. 20-26) は弟子たちに語られているが (V. 20a)、27 節以降は「聞いている者に」語りかけられており、具体的にはイエスの教えを「聞くために」集まっていた多くの民衆や群衆 (V. 17-18) が聴衆として考えられている。

27 節 b-28 節では、まず表題としての愛敵の戒め (V. 27b) が述べられ、それに続く 3 つの命令文によってこの戒めが拡大、展開されているが、そこでは「敵」(ἐχθρός) が、「憎む者」、「呪う者」、「侮辱する者」として表現され、愛敵の行為は、これらの「敵」に対して善行をなし、祝福を祈り、執り成しの祈りを捧げる具体的な行為として示されている。注目すべきことに、マタイにおいては、「迫害する者」(マタ 5:44) というように「敵」としてキリスト教迫害者が考えられているのに対し、ルカの文脈では、この部分は弟子以外の一般民衆に向けられており、その意味で「敵」の意味が一般化され、むしろ個人的な敵対者が想定されている³⁴。

29-30 節の抵抗の放棄を求める 4 つの命令文のうち、最初の「頬を殴る者に対してはもう一方の頬をも向けなさい」(V. 29a) という要求は、何よりも悪に対して悪で報いることを戒めている (ロマ 12:17 参照)。次の「上着を奪う者に対しては下着をも拒むな」(V. 29c) という箇所は、マタイでは上着と下着の順序が逆になっており、マタイが法廷での訴訟の状況を考えているのに対し、ルカでは強盗に襲われた時の状況が想定されている。3 つ目の「求める者には誰にでも与えよ」(V. 30a) という要求は、2 つ目の要求内容をより一般化しており、ルカは πᾶς を付加し、δίδωμι の命令法現在 (δίδου) を用いることによって要求を先鋭化している。最後の「持ち物を奪う者から取り返すな」という要求 (V. 30b) においても、先の 29 節 b と同様、強盗に襲われた際の状況が想定されており。その意味でも、ルカにおいては、「敵」が一般化して捉

34 W. Foerster, Art. ἐχθρός p. 813 によると、ἐχθρός は原則として個人的な敵を意味する。

えられ、また、「与える」行為に関心が移っている。

31 節の黄金律では、人称が再び 2 人称単数から 2 人称複数に変わっており、奪われた物を取り返そうとするなど述べる直前の 30 節 b と内容的に結びつかないことから³⁵、この節はむしろ 27-31 節全体の適用句と見なすべきであろう。黄金律は、主に否定形の形で新約聖書の周辺世界の諸文献に見出されるが、研究者によっては、黄金律が、当時のヘレニズム世界全般に広まっていた互恵の原則（1 マカ 11:33; シラ 12:1 以下; エピクテートス『講話』2:14, 18 他参照）に基づいていると考え、この 31 節は、互恵の原則を批判する後続の 32-34 節と緊張関係にあると主張している³⁶。しかしながら、黄金律は、「他人からしてもらったことを他人にもしてあげなさい」というように他人の行動を基準にしているのではなく、「自分が他人からしてほしいと思うことを他人にしてあげなさい」というように、他人の立場に自分の身を置いた際の自分の希望を基準にして他人に対する行動を規定しようとするものあり、決して互恵の原則に基づいているわけではない。むしろ、この「他人にしてもらいたいと思うこと」云々という表現の背後には、現実には他人からそのようにしてもらっていないという前提があると考えられ、まさに、自分では望みながらも他人からはそうしてもらっていないことを、他人に対しては実践するように要求されていることになり、その意味では、自分に良くしてくれる人にだけ良くしようとする互恵の原則を批判する 32 節以下の内容とも繋がってくる。いずれにせよ、この 31 節では「愛敵」の「敵」についてではなく、一般的な人間関係における倫理法則が問題になっている。

②愛敵の実例（V. 32-36）

32-34 節の 3 つの実例は、それぞれ 27 節 b、27 節 c、29 節 b-30 節の要求の内容に対応しているが、ここでは同等の報いが得られるという条件のもとでの

35 敢えて結びつけようものなら、この節は「あなたが誰かから奪った物を、その奪った相手から取り返されるのを望まないように、あなたもそのようにしなさい」という意味になる。

36 例えば、A. Dihle, *Die Goldene Regel*, Göttingen 1962, pp. 113-114 がそのように解する。

み他者に善い行いをするという、前述の互惠の原則に基く行動様式に対する批判が展開されており、ここで焦点は愛敵の教えから、他者に「与える」行為の要求へと移っている。

最初の実例 (V. 32) では、愛してくれる者のみを愛そうとする姿勢が問題視される。もちろん、そのような行為自体が非難されているわけではなく、そのような振る舞いなら罪人でもしているという理由から、恵みに値しない行為として批判されている。第二の実例 (V. 33) では、同様のことが善行について述べられる。ここでルカは、マタイの ἀσπάζεσθαι (挨拶する) に変えて、 ἀγαθοποιεῖν (善いことをする) というヘレニズム的概念を用いているが (27 節の καλῶς ποιεῖν も参照)、それによって、ヘレニズム世界の読者に対して愛の行為の具体性を示そうとしているのであろう³⁷。

第三の実例 (V. 34) は、返してもらうことを当てにして貸す行為を問題にしており、この行為も、罪人でも返してもらうことを当てにして罪人に貸しているという理由から批判される。すなわち、先の2つの実例と同様、互惠の原則に基づく者は誰もがすることをしているに過ぎず、何の見返りも求めないで善行をなす者のみが報われると述べられる³⁸。また、29-30 節では、奪い取る者から取り返そうとするなど、強盗に襲われた時の状況が問題になっていたのに対し、ここでは返してもらうことを当てにして貸さないようにと、むしろ他人との貸し借りをめぐる日常的な振る舞いが問題になっている。すなわち、この 32-34 節においても敵の意味は総じて一般化され、通常の間人間関係における倫理が前面に出てきている。

これに続く 35 節 a では「敵を愛し、人に善いことをし、何も当てにしないで貸しなさい」と、32-34 節の3つの実例に対応する要求が改めて述べられる。この箇所はルカの挿入句と考えられるが、ここでも愛の行為の対象としての敵のイメージが一般化されている。この直後の 35 節 bc にはその愛の行いに対す

37 W. C. van Unnik, *Die Motivierung der Feindesliebe in Lukas VI 32-35, NT 8* (1966) 298.

38 もっとも、この第三の実例では「貸してくれる人に貸したところで、…」ではなく、「返してもらうことを当てにして貸したところで、…」となっており、先の2つの実例のように厳密な意味での互惠の原則を反映していない。

る報いについて記されているが³⁹、具体的にこの報いは「いと高き方」の子になることを意味している。この報いの根拠として 35 節 c では、神が恩を知らない者にも悪人にも情け深いからと記されているが、マタイとは異なり、ルカにおいては「悪人」が「恩を知らない者」⁴⁰と並列されており、ここでも敵のイメージが和らげられている。次の 36 節は 35 節 c の内容をさらに展開する。マタイが「完全」について述べているのに対し、ルカは愛敵の教えを神の憐れみ深さに倣うようにとの勧告との関わりで述べている。ルカによると、そのように神の憐れみ深さに倣うことによるのみ互惠の原則は克服されるのである。

③赦し、与えよとの要求 (V. 37-38)

37-38 節 a は、憐れみ深い神に倣うようにとの 36 節の内容を具体的に展開しており、37 節の 3 つの要求はいずれも、「人を裁くのではなく赦しなさい」という旨の勧告と、そうすることによって自分自身も赦されるとする後続の文章から成っている。ここでは、愛の行為が赦しの行為との関連で捉えられ、先の愛の行為に対する報いとは異なり、他人を赦すことによって自分も赦されると述べられる。これに続く 38 節 a では、同様の形式ながら、やや文脈を乱す形で唐突に「与えなさい」という要求が再び現われる。

次の 38 節 b では、38 節 a の「与えよ、そうすれば与えられる」という言葉が秤の比喻を用いて説明され、他人に与える者に対しては秤をよくして十分に神から与えられると述べられる。そしてこのことは「自分の量る秤で量り返されるから」と述べる結びの 38 節 c で根拠付けられる。注目すべきことに、ルカはここで「秤」をマタイのように裁きではなく「与えること」に結びつけており、ここからもルカが他人に与えなさいという要求を重視していることが

39 34 節の「恵み」(χάρις) が人から受ける恵みを意味しているのに対し、ここで用いられている「報い」(μισθός) は天における報いのことを述べている (Unnik, op. cit., pp. 295-296)。

40 これについては、セネカの「神々にならうと言うならば、…恩知らずの者たちにも善をなすがよい」(『幸福について』4:26) という言葉を参照。

確認できる。

3.3. ルカにおける愛敵の教えの特質

ルカ 6:27-38 は明らかに愛敵の教えのテーマの下に構成されているが、ルカの愛敵のテキストは、元来の愛敵の教えとは明らかに強調点が異なっている。

第一に、ルカにおいては、愛敵の「敵」のイメージが明確ではなく、曖昧なものになっている。ここでの敵は異教徒でも民族共通の敵でもなく、またマタイにおけるようにキリスト教迫害者のような特定の敵を指しているのでもなく、むしろ個人的な敵、あるいは身近な存在としての敵のことが意味されている。このことは例えば、29-30 節で強盗に襲われた際の状況や金銭等の貸し借りのことがしばしば話題にされていることにも示されている。

第二に、ルカにおいては、このように敵のイメージが一般化されている一方で、愛敵の行為の内容に関しては、むしろ具体化され、特定化されている。実際ルカは、他者に「与える」行為を愛敵の具現化として強調しているが⁴¹、このことは以下の点からも確かめられる。

1. ルカは「与えなさい」という要求（ルカ 6:30a/マタ 5:42a）を「誰にでも」という編集句によって強調し、さらにマタ 5:42b の「借りようとする者に背を向けるな」に対して、「奪われたものを取り返そうとするな」（ルカ 6:30b）とすることによって要求を先鋭化している。
2. ルカの編集句である 34 節や 35 節 a においても、他者に与えることが要求されており、同様のことは、善い行いをするように求める 27 節 b や 33 節についても言える。
3. 38 節でもルカは、文脈を破る仕方で「与えなさい」という要求を記しており、そうすることにより、ルカはこの段落全体を「与えなさい」という

41 L. ショットロフ/W. シュテューゲマン著・大貫隆訳『ナザレのイエス—貧しい者の希望—』、日本基督教団出版局、1989 年、235 頁は、ルカはむしろ「このイエスの愛敵の戒めを、善き業を行なうことの問題へ引き寄せて解釈している」と解している。

要求によって締め括っている。

このように、ルカの愛敵の教えにおいては、その対象としての敵の概念が一般化し、愛の行為が与える行為として具体的に示されており、言い換えると、ルカはイエスの愛敵の教えを、日常的な人間関係における、物のやり取りをめぐる愛の行為として捉え直している。当時のルカの教会は既に迫害状況にはなく、むしろ教会内の金銭的トラブルが深刻な問題になりつつあったがゆえに⁴²、ルカはこの愛敵の教えを、その本来の意味を原則的に保持しつつも、自らの文脈から捉え直していくことにより、強調点を移行させていったのであろう。

ルカの愛敵のテキストの特質としてさらに注目すべき点は、ルカがこの愛敵の行為を、マタイ以上に人間間の互惠の原則との対比によって強調している点である。つまり、「自分に善くしてくれる人に対してのみお返しをする」互惠の原則を克服して、相手から報いを望まずに善行することによってのみ、愛敵の行為を実践することができ、天から報いを受けることができるというのである。

結び

2つのテキストの考察から明らかになったことを中心に、ルカにおける愛（アガペー）についてまとめると、以下ようになる。

1. 神への愛と隣人愛の一体化

ルカにおいてはマルコ、マタイ以上に「神への愛」と「隣人愛」が緊密に結び付けられ、両者は不可分なものと見なされている。換言すれば、神を愛することなくして隣人を愛することはなしえず、神への愛は隣人愛の土台となるべきもので、その意味でも、徹底した神への愛が要求される（ルカ 10:27; 11:42-

42 F. W. Horn, *Glaube und Handeln in der Theologie des Lukas*, Göttingen 1983, p. 97-107.

43, 16:13 参照)。

2. 愛の行為の対象：枠を越える「隣人」

サマリア人の譬えにおいても如実に示されていたように、イエスは、「隣人」の対象を民族的・宗教的枠内に限定していた当時のユダヤ社会の考え方を否定し、「隣人」概念を開かれたものに転換している。それにより、愛の対象は同胞民族以外の異民族にも広げられ、愛の行為を必要とする貧者等の社会的弱者にまで拡大していく。さらにルカは、愛敵の教えにおける敵のイメージをキリスト教迫害者から身近な知人を含めた個人的な敵対者へと一般化することにより、愛の対象をより広範で具体的なものにしようとしている。

3. 愛の行為の内実：与え、赦すこと

ルカは、他者（隣人）に対する愛を主体的な意志に基づく具体的な行為として、特に（欠乏する人やそれを必要とする人に）何がしかのものを与える行為として捉えている。この点は特に愛敵の教えにおいて強調されているが、人は神とマモンに仕えることはできず、両者を同時に愛することはできないと述べるルカ 16: 13 の言葉も、施しを勧告する文脈（ルカ 16:1-12, 19-31）において語られており、ここでも愛が施し行為との関連で捉えられている。さらに愛は、（負い目のある人や借金のある人を）赦す行為との関連でも捉えられている（ルカ 6:37-38）。事実、罪深い女性の赦しの物語（ルカ 7:36-50）においては、多くの罪を赦されたがゆえに大きな愛を示した女性に対してイエスは罪の赦しを宣言しており、赦されることと愛することの関係が強調されている。

4. 愛の行為の条件：互恵の原則の克服

ルカはまた、愛の行為を互恵の原則を越えるものとして捉えている。すなわち、同等の返礼（報い）を期待できる相手に対する善行は愛の行為ではありえず、明らかに返礼を期待できない相手に善行することによって初めて愛の行為が成立し、それに対しては相手からではなく天からの報いが期待できる。この

ことは、お返しのできない貧しい人や障害者を食事に招くようにとの勧告（ルカ 14:12-14）や、施しをすることによって天に富を積むようにとの要求（ルカ 12:33）からも確認できる。そのような意味でも、ルカは、人間間の互惠の原則からは導き出され得ない他者に対する愛の行為を神からの報いによって動機付けることにより、読者を人間間の〔横の関係〕から神と人との〔縦の関係〕へと導いていこうとしているのである。

※本稿は、関西学院大学キリスト教と文化研究センターの研究プロジェクト「聖典と今日の課題」の2009年度第1回研究会（2009年6月30日）における研究発表の内容に基づいている。